

② 関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する
明細書

		事	業	・	・	法人名				
		年	度	・	・					
		円								
関連者支払利子等の額の合計額 (別表十七(二)の二)付表一「12」		1					当期損金算入限度額 (16) × 50%	17		
控除対象受取利子等合計額 (別表十七(二)の二)付表二「10」		2					(3) - (17)	18		
関連者純支払利子等の額 (1) - (2)		3					国と 外の 支調 配整 株主 等に 係る 負債 利子 等の 課税 の特 例	19	別表十七(一)「28」、 「29」、「30」又は「31」	
調	所得金額仮計 (別表四「22の①」)	4					(18) > (19) の場合 (18)	20		
	加	外国子会社から受ける剰余 金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	5				(18) ≤ (19) の場合	21	0	
整		物損等の事実が生じた 場合の資産の評価損 の損金算入額	6				措法第66条の5の2第7 項の適用の有無	22	有 ・ 無	
	所	関連者純支払利子等の額 (3)	7							
得		減価償却資産 に係る償却費の額	8							
	金	貸倒れによる損失の額	9							
算		小 計	10							
	の	特別償却準備金に 係る益金算入額 (別表十六(九)「27の計」)	11							
額		特定子法人の 課税対象金額等	12							
	算	調整対象超過利子額の 損金算入に係る特定 子法人の課税対象金額等 (別表十七(二)の三)「21」の合計)	13							
計		小 計	14							
	算	非適格合併又は残余財産の 全部分配等による移転資産等 の譲渡利益額又は譲渡損失額	15							
		調整所得金額 (4) + (10) - (14) + (15) (マイナスの場合は0)	16							
		円								
		損								
		金 不 算 入 額								
		((20) - (23)) 又は (21))							24	
		恒損 久的 不 算 入 制 度 と の 調 整								
		別表十七の三(二)「12」							25	
		(18) > (25) の場合 (18)							26	
		(18) ≤ (25) の場合							27	0
		措法第66条の5の2第10 項の適用の有無							28	有 ・ 無
		損 金 不 算 入 額							29	
		((26) 又は (27))								
		円								

別表十七(二)の二

平三十一・四・一以後終了事業年度分